

浜 松 市 告 示 第 278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月12日から2週間、浜松市浜名土木整備事務所（北行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月12日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区 間	供用開始の期日	摘 要
引佐金指三岳線	浜松市浜名区引佐町金指737番10から 浜松市浜名区引佐町金指731番5まで	令和8年5月12日	拡幅区間